

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|------------|-----|----------------------|------------|-------|
| NO. | 1 | 事業名 | 新地町埋蔵文化財発掘調査事業、作田東地区 | 事業番号 | A-4-1 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | |
| 総交付対象事業費 | 1,681 (千円) | | 全体事業費 | 1,681 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>別途進められる防災集団移転促進事業の移転先の整備に先立ち、造成に際して必要となる試掘を迅速に行う。地区内に「桜壇古墳」があり、さらに町内には遺跡が 162 箇所あることから、遺跡が発見される可能性は低いとはいえ、さらに該当した場合には、別途本調査を行うこととなる。調査対象面積は、概算で 2,900 m²程度の見通しである。</p> <p>(「第一次新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>試掘、出土品整理、報告書作成</p> <p><平成 25 年度></p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したことから、集団移転先地区の整備に伴う埋蔵文化財への配慮が必要となる。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|----------------|----------------------|------|-------|
| NO. | 2 | 事業名 | 新地町埋蔵文化財発掘調査事業、作田西地区 | 事業番号 | A-4-2 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 2,160 (千円) | 全体事業費 | 2,160 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>別途進められる防災集団移転促進事業の移転先の整備に先立ち、造成に際して必要となる試掘を迅速に行う。地区内に「熊野古墳群」があり、さらに町内には遺跡が 162 箇所あることから、遺跡が発見される可能性は低いとはいえ、さらに該当した場合には、別途本調査を行うこととなる。調査対象面積は、概算で 5,200 m²程度の見通しである。</p> <p>(「第一次新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度> 試掘、出土品整理、報告書作成</p> <p><平成 25 年度></p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したことから、集団移転先地区の整備に伴う埋蔵文化財への配慮が必要となる。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|----------------|---------------------|------|-------|
| NO. | 3 | 事業名 | 新地町埋蔵文化財発掘調査事業、中島地区 | 事業番号 | A-4-3 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 5,459 (千円) | 全体事業費 | 5,459 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>別途進められる防災集団移転促進事業の移転先の整備に先立ち、造成に際して必要となる試掘を迅速に行う。地区内に「谷地小屋要害遺跡」があり、さらに町内には遺跡が162箇所あることから、遺跡が発見される可能性は低いとはいえ、さらに該当した場合には、別途本調査を行うこととなる。調査対象面積は、概算で20,000㎡程度の見通しである。</p> <p>(「第一次新地町復興計画」の22ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24年度> 試掘、出土品整理、報告書作成</p> <p><平成25年度></p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27告示) したことから、集団移転先地区の整備に伴う埋蔵文化財への配慮が必要となる。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|-------------|-----|--------------------------------------|-------------|-------|
| NO. | 4 | 事業名 | 道路事業(市街地相互の連絡道路) (一) 新地停車場釣師線整備事業 | 事業番号 | D-1-1 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体(直接/間接) | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | 630,000(千円) | | 全体事業費 | 750,000(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた中島地区における土地区画整理事業関連の幹線道路を整備するものである。</p> <p>中島地区の土地区画整理事業では JR 常磐線の新駅を核とし、役場や中心市街地が計画されており、その新新地駅と主要地方道相馬亘理線を相互に接続することから中島地区のメインストリートとなる道路を整備するものである。</p> <p>構造的には二級河川砂子田川を橋梁で横断し、役場前の道路である県道赤柴中島線と接続、それより東へ向かい JR 常磐線と県道相馬亘理線を立体交差し、盛土構造の相馬亘理線へランプにて接続する構造としている。新地町事業である中島地区土地区画整理事業計画と調整を図り測量・設計等の調査に着手したいと考えている。</p> <p>また、新地町復興計画には「新地駅まちなか形成事業」としての位置付けとなっており安全安心の確保に不可欠なことから、地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。</p> <p>延長約 2.4km、W=6.0(10.0) m</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画」の 32~33 ページ「(4)新地駅まちなか形成事業」⑥駅周辺の県道整備を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>測量・調査・設計</p> <p><平成 25 年度></p> <p>用地買収と一部工事に着手予定</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>JR 常磐線(新地駅)及び釣師浜漁港の周辺地区を含む当路線の全区間が、津波による被害を受けており、沿線集落の大部分も災害危険区域の指定(H23.12.27 告示)を受け、集団移転が進められている。このため、移設する新地駅周辺の土地区画整理事業と連携を図りながら整備を進めるものである。中島地区の世帯は津波により全壊。JR 常磐線が新ルートで整備されることから、現道については原形復旧ができないため新ルートでの道路整備となった。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>土地区画整理事業及び JR 常磐線の新ルートが計画され、付替となることから災害復旧工事での対応が不可能であるため新ルートで計画となった。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p> | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | (なし) | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|---|------------|-----------------------------------|------|------------|
| NO. | 5 | 事業名 | 道路事業(市街地相互の連絡道路) (一) 赤柴中島線整備事業 | 事業番号 | D-1-2 |
| 交付団体 | | 福島県 | 事業実施主体(直接/間接) | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | | 50,000(千円) | 全体事業費 | | 50,000(千円) |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた中島地区における土地区画整理事業関連の幹線道路を整備するものである。</p> <p>中島地区の土地区画整理事業では JR 常磐線の新駅を核とし、役場や中心市街地が計画されており、その新地駅より役場を通り、国道 6 号までの間を相互に接続することから中島地区のメインストリートとなる道路を整備するものである。</p> <p>構造的には県道新地停車場釣師線交差部より二級河川砂子田川の河川沿いを並行に通り、役場の前を通り、国道 6 号へ接続している。盛土計画の土地区画整理事業と並行することから若干の盛土構造となる計画である。</p> <p>新地町事業である中島地区土地区画整理事業計画と調整を図り測量・設計等の調査に着手したいと考えている。</p> <p>また、新地町復興計画には「新地駅まちなか形成事業」としての位置付けとなっており安全安心の確保に不可欠なことから、地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。</p> <p>延長約 0.4km、W=6.0(10.0)、</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画(基本計画)」の 23~24 ページ「(4)新地駅まちなか形成事業」⑥駅周辺の県道整備を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>調査・測量・設計、都市計画決定手続、用地取得。</p> <p><平成 25 年度></p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>JR 常磐線(新地駅)及び釣師浜漁港の周辺地区を含む当路線の区間も、津波による被害を受けており、沿線集落の大部分も災害危険区域の指定(H23.12.27 告示)を受け、集団移転が進められている。このため、移設する新地駅周辺の土地区画整理事業と連携を図りながら整備を進めるものである。中島地区の世帯は津波により全壊。JR 常磐線が新ルートで整備されることから、現道については原形復旧ができないため新ルートでの道路整備となった。</p> <p>津波による被害に対応して盛土構造による土地区画整理事業の実施が予定されている。このため同事業と連携を図りながら整備を進めるものである。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>土地区画整理事業及び JR 常磐線の新ルートが計画され、付替となることから災害復旧工事での対応が不可能であるため新ルートで計画となった。</p> | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|-------------|-----|--------------------------------------|-------------|-------|
| NO. | 6 | 事業名 | 道路事業(市街地相互の連絡道路) (一) 金山新地停車場線整備事業 | 事業番号 | D-1-3 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体(直接/間接) | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | 334,000(千円) | | 全体事業費 | 350,000(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた中島地区における土地区画整理事業内の幹線道路を整備するものである。</p> <p>中島地区の土地区画整理事業では JR 常磐線の新駅を核とし、役場や中心市街地が計画されており、その新新地駅より北方面の作田地区の高台移転地間を相互に接続することから中島地区のメインストリートとなる道路を整備するものである。</p> <p>駅前の平地部を通り駅北側で計画されている「ほ場整備事業区間」を通るルートであり盛土構造である区画整理事業との整合を図り若干の盛土構造となっている。新地町事業である中島地区土地区画整理事業計画と調整を図り測量・設計等の調査に着手したいと考えている。</p> <p>また、新地町復興計画には「新地駅まちなか形成事業」としての位置付けとなっており安全安心の確保に不可欠なことから、地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。</p> <p>延長約 1.0km、W=6.0(10.0) m</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画」の 32~33 ページ「(4)新地駅まちなか形成事業」⑥駅周辺の県道整備を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>測量・調査・設計</p> <p><平成 25 年度></p> <p>用地買収と一部工事に着手予定</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>新地駅周辺の区間において津波による被害を受けており、これに対応して宅地の嵩上げを含む土地区画整理事業の実施が予定されている。このため移設する新地駅周辺の土地区画整理事業と連携を図りながら整備を進めるものである。</p> <p>JR 新地駅は津波により全壊。JR 常磐線が新ルートで整備されることから、現道については原形復旧ができないため新ルートでの道路整備となった。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>現道部は、JR 常磐線が新しいルートで計画されているため災害復旧工事での現状復旧工事での対応が不可能であり、今後の中心市街地となる中島地区の土地区画整理事業との接続を考慮した新ルートで計画することとなった。</p> | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | (なし) | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|--------------|----------------|--------------|------|-------|
| NO. | 7 | 事業名 | 大戸浜富倉線道路整備事業 | 事業番号 | D-1-4 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 福島県 | | |
| 総交付対象事業費 | 246,000 (千円) | 全体事業費 | 382,000 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>漁港を中心として水産・観光等の施設の整備を進める大戸浜地区は、防災集団移転促進事業の移転先住宅地の 1 つでもあるため、大戸浜地区から町の西側の市街地へ、津波等の災害発生時に避難するための東西方向の道路整備を図る。このうち、JR 常磐線との交差点については、円滑な避難のため陸橋の整備を図る。</p> <p>延長約 1,050m、W=5.5 (9.25) m</p> <p>「(第一次) 新地町復興計画」においては、10 ページ「(1) 安全・安心なまちづくり、①災害に備えるまちづくり」において、「避難路としての東西道路の整備、踏切の立体化等により町の安全性を高める」と位置づけている。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>測量及び実施設計、橋梁予備設計、用地買収。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>橋梁詳細設計、道路改良工事。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した大戸浜集落は災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したものの、漁港及び水産関連機能は再整備を進めることに加え、新たに防災緑地公園なども整備を図ることから、就業者や施設利用者が緊急時に西側の市街地へと円滑に避難できる道路の整備を進める必要がある。</p> <p>また町内では、東日本大震災の津波からの避難時に JR 踏切で足止めされたことによる犠牲者もあったことから、避難路における踏切の解消は必要不可欠の課題となっている。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| 釣師浜漁港や海岸の防潮堤、地区北側を流れる濁川の堤防において災害復旧事業が進められている。 | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|-------------|-----|------------------------|-------------|-------|
| NO. | 8 | 事業名 | 新地町(仮)愛宕第二地区災害公営住宅整備事業 | 事業番号 | D-4-1 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体(直接/間接) | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | 952,100(千円) | | 全体事業費 | 952,100(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を町の中心部にいち早く建設し、町内への定住を図るとともに、復興の進展を広く印象づける。住戸タイプとしては、大きく分けて RC 造の中層タイプを想定する。</p> <p>当事業については第一回の交付決定をいただき事業着手済であるが、実施設計の進展により事業費の変更を申請するものである。</p> <p>戸数：30 戸</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1)すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>敷地測量・地質調査・基本設計・用地買収・補償。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>造成工事・建築工事(買取事業)</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>町内においては、津波と地震による被災家屋(全壊、大規模半壊、半壊の合計)が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (なし) | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|----------------|------------------|------|-------|
| NO. | 9 | 事業名 | 新地町原地区災害公営住宅整備事業 | 事業番号 | D-4-2 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 143,500 (千円) | 全体事業費 | 143,500 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：6 戸 (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事・建築工事。 <平成 25 年度> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (特になし) | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|--------------|----------------|-------------------|------|-------|
| NO. | 10 | 事業名 | 新地町作田地区災害公営住宅整備事業 | 事業番号 | D-4-3 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 337,500 (千円) | 全体事業費 | 337,500 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：約 20 戸 (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| ＜平成 24 年度＞ 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事。 ＜平成 25 年度＞ 建築工事。 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (特になし) | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|----------------|-------------------|------|-------|
| NO. | 11 | 事業名 | 新地町雀塚地区災害公営住宅整備事業 | 事業番号 | D-4-4 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 420,000 (千円) | 全体事業費 | 420,000 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。</p> <p>戸数：約 25 戸</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>測量等調査・実施設計・用地取得。</p> <p>造成工事。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>建築工事。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>(特になし)</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|---|----|--------------------------|----------------|--|------------|---------|
| NO. | 12 | 事業名 | 新地町災害公営住宅事業化調査 | | 事業番号 | D-4-1-1 |
| 交付団体 | | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | | 5,000 (千円) | 全体事業費 | | 5,000 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設するための、町全体での立地配分や住戸タイプなどマスタープランを検討するとともに、別途実施予定の災害公営住宅家賃低廉化事業の実施方策等も合わせて検討し、円滑な事業実施を図る。</p> <p>戸数：約 150 戸</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照)</p> | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| <p><平成 23 年度></p> <p>関連資料収集、調査、成果の取りまとめ。</p> | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| <p>町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。</p> | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| <p>(特になし)</p> | | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | | |
| 事業番号 | | D-4-1 | | | | |
| 事業名 | | 新地町 (仮) 愛宕第二地区災害公営住宅整備事業 | | | | |
| 交付団体 | | 新地町 | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | | |
| <p>災害公営住宅の建設に際しては、被災前のコミュニティの維持に配慮し、防災集団移転促進事業による複数の移転先の住宅地のうち主要な地区には災害公営住宅の整備を予定するほか、復興を先導する事業としての役割も期待されるなど、災害公営住宅整備事業を復興促進へと効果的に繋げる方策の検討が必要となる。</p> | | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------------------|-----|---------------------------|------------|---------|
| NO. | 13 | 事業名 | 新地町(仮)愛宕第二地区災害公営住宅駐車場整備事業 | 事業番号 | D-4-1-2 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体(直接/間接) | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | 22,680(千円) | | 全体事業費 | 22,680(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| 自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：約 60 台(1 戸あたり 2 台) (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1)すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> 測量等調査、実施設計、用地取得、造成工事。 <平成 25 年度> 舗装工事 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋(全壊、大規模半壊、半壊の合計)が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開には長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (特になし) | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | D-4-1 | | | | |
| 事業名 | 新地町(仮)愛宕第二地区災害公営住宅整備事業 | | | | |
| 交付団体 | 新地町 | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| 災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。 | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------------|----------------|---------------------|------|---------|
| NO. | 14 | 事業名 | 新地町原地区災害公営住宅駐車場整備事業 | 事業番号 | D-4-2-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 福島県 | | |
| 総交付対象事業費 | 9,120 (千円) | 全体事業費 | 15,120 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：約 40 台 (1 戸あたり 2 台) (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> 測量等調査、実施設計、用地取得、造成工事。 <平成 25 年度> 舗装工事。 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開には長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (特になし) | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | D-4-2 | | | | |
| 事業名 | 新地町原地区災害公営住宅整備事業 | | | | |
| 交付団体 | 新地町 | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| 災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。 | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|----------------|----------------------|------|---------|
| NO. | 15 | 事業名 | 新地町作田地区災害公営住宅駐車場整備事業 | 事業番号 | D-4-3-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 9,120 (千円) | 全体事業費 | 15,000 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：約 40 台 (1 戸あたり 2 台) (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事。 <平成 25 年度> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開には長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (特になし) | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|--|-------------------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | D-4-3 |
| 事業名 | 新地町作田地区災害公営住宅整備事業 |
| 交付団体 | 新地町 |
| 基幹事業との関連性 | |
| 災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。 | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|----------------|----------------------|------|---------|
| NO. | 16 | 事業名 | 新地町雀塚地区災害公営住宅駐車場整備事業 | 事業番号 | D-4-4-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 11,250 (千円) | 全体事業費 | 18,750 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：約 50 台 (1 戸あたり 2 台) (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。 造成工事。 <平成 25 年度> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開には長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (特になし) | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|--|-------------------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | D-4-4 |
| 事業名 | 新地町雀塚地区災害公営住宅整備事業 |
| 交付団体 | 新地町 |
| 基幹事業との関連性 | |
| 災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。 | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|--|-------------|-----|----------------|--|----------------|--------|
| NO. | 17 | 事業名 | 新地町津波復興拠点整備事業 | | 事業番号 | D-15-1 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体 (直接/間接) | | 新地町 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 13,000 (千円) | | 全体事業費 | | 5,402,000 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>町役場に隣接し、JR 常磐線及び新地駅の移設整備が予定される中島地区において、津波防災に対応した面的市街地整備として、被災市街地復興土地区画整理事業により新たに復興した町のシンボルとなる地区の整備を図る。また、本事業実施に必要な津波防災拠点施設の確保をするため用地の買収を行うとともに、必要な公共公益施設の整備を行う。</p> <p>面積：7.7ha</p> <p>「(第一次) 新地町復興計画」の 32、33 ページ「(4) 新地駅まちなか形成事業」③津波復興拠点整備事業において「消防団や婦人消防隊の研修などを行う防災センター、大災害時の物資や災害派遣を受け入れるための防災広場 (平常時は訓練に使用)、物資の備蓄倉庫、地下式貯水槽などの整備を検討します」と位置づけている。</p> | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| <p><平成 24 年度～27 年度></p> <p>津波復興拠点造成工事、公共施設整備 (道路等、水路、公園、広場等)、測量試験費、移転移設費、津波防災拠点の整備費</p> | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| <p>町役場に隣接する地区でありながら、津波により全壊 70 戸、大規模半壊 5 戸、半壊 2 戸という被害を受けた中島集落を安全な市街地として再生するため、宅地の嵩上げを含む新たな都市基盤施設の整備が必要である。また、被災前に事業中で被災により休止となった「新地駅前土地区画整理事業」の区域についても一体的な地区として整備を図る。</p> | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| <p>地区に隣接する一般県道・赤柴中島線や砂子田川において災害復旧事業が進められている。</p> | | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|--------------|----------------|-------------------|------|--------|
| NO. | 18 | 事業名 | 新地町中島地区都市再生事業計画作成 | 事業番号 | D-17-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 165,500 (千円) | 全体事業費 | 165,500 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>町役場に隣接し、JR 常磐線及び新地駅の移設整備が予定される中島地区において、津波防災に対応した面的市街地整備として、都市再生土地区画整理事業により新たに復興した町のシンボルとなる地区の整備を図る。(地区内一部において、津波復興拠点事業の導入も検討。)</p> <p>よって、本事業実施に係る都市再生事業計画案の作成を行う。</p> <p>面積：26.0ha (津波復興拠点整備事業を導入する街区を含む面積)</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画」の 32、33 ページ「(4)新地駅まちなか形成事業」②土地区画整理事業の見直し、実施を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>調査・測量・設計。</p> <p>都市計画決定手続・事業計画書作成。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>町役場に隣接する地区でありながら、津波により全壊 70 戸、大規模半壊 5 戸、半壊 2 戸という被害を受けた中島集落を安全な市街地として再生するため、宅地の嵩上げを含む新たな都市基盤施設の整備が必要である。また、被災前に事業中で被災により休止となった「新地駅前土地区画整理事業」の区域についても一体的な地区として整備を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>地区に隣接する一般県道、赤柴中島線や砂子田川において災害復旧事業が進められている。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|---------------|-----|----------------------------------|-------------|----------|
| NO. | 19 | 事業名 | 都市公園事業 (防災緑地) 埴浜地区外防災緑地基本計画策定 | 事業番号 | D-22-1-1 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | 50,000 (千円) | | 全体事業費 | 50,000 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| 津波被害を受けた沿岸集落と農地の跡地に、津波の減衰効果等を発揮する防災緑地を整備するための基本計画の策定を実施する。 なお、地区南端の砂子田川の南側には新地町による防災公園が整備される。 (「(第一次)新地町復興計画(基本計画)」の 19~20 ページ「(3)海のあるまち再生事業」②公園緑地の整備を参照)。 | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| ＜平成 24 年度＞ 調査、測量・設計、都市計画・事業計画の変更認可申請・決定手続 ＜平成 25 年度＞ 工事着手。 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 津波による甚大な被害を受けた埴浜集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23.12.27 告示)を受けており、集団移転事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進める。 新地町「防災のまちづくり」におけるインフラ整備の基本的な考え方は、防災拠点となる役場と国道 6 号を浸水から守ることとしているため、海岸堤防及び防災緑地を主たる津波防御施設としてシミュレーションを行い、本事業の規模を計画している。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| 予定地区内の沿岸部に位置する主要地方道、相馬亘理線や海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。 | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | D-22-1 | | | | |
| 事業名 | 都市公園事業 (防災緑地) | | | | |
| 交付団体 | 福島県 | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| 埴浜地区防災緑地公園整備事業(基幹事業)において迅速な事業展開が図れるよう、基本計画を策定する。 (詳細設計からは基幹事業に含む) | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|----------------|---------------|------|--------|
| NO. | 20 | 事業名 | 新地町防災集団移転促進事業 | 事業番号 | D-23-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 224,335 (千円) | 全体事業費 | 224,335 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補 : 5 地区、面積 : 21.8ha</p> <p>(「(第一次) 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> <p>* 事業期間は H23~27 だが、現時点で対象者や地区が未確定のため、H23, 24 年度の調査計画費のみを計上</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>調査、測量・設計、都市計画・事業計画の変更認可申請・決定手続。</p> <p><平成 25 年度></p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23. 12. 27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬巨理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|-----|----------------------------|------------|-------|
| NO. | 21 | 事業名 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画） | 事業番号 | C-1-1 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体（直接/間接） | 新地町（直接） | |
| 総交付対象事業費 | 35,000（千円） | | 全体事業費 | 35,000（千円） | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>JR駒ヶ嶺駅付近に位置する農地における地盤沈下の状況を調査し、津波被害の軽減に必要な対策を検討する。</p> <p>また、津波被害を受けた西田地区において、除塩事業により復旧した水田で今年度作付を行ったが、8月以降に一部で生育障害が発生したため、生育障害の原因の調査を実施し、原因の特定とその対策に必要な調査計画を実施する。</p> <p>対象：新地地区実施計画一式（事業名「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」予定面積100ha） 「第1次 新地町復興計画」の13ページ「(2) 仕事の復興①農業の復興」にて、「排水機場の復旧及び排水路の整備を計画的に行い、農業経営再開に向けた支援に取り組みます。」と記述。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24年度></p> <p>調査、測量・概略設計。</p> <p>(追加分) 原因調査、対策に必要な検討を行う。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>JR駒ヶ嶺駅付近の水田においては、津波被害や地盤沈下による排水不良が生じている。駒ヶ嶺地区幹線排水路については地盤沈下に伴う流下能力の低下により津波被害の解消までかなりの日数を要した。</p> <p>一方、駒ヶ嶺地区幹線排水路と交差するJR常磐線については当地区以北で受けた甚大な津波被害のため移設整備の方向だが、数年後の開通となる見通しのため、当事業をJR運休期間に実施すれば、工期の短縮と事業費の抑制が可能となる。</p> <p>津波被害を受けた水田において生育障害が発生していることから、その対策を行うことにより、震災前までの収量の回復を図る。</p> <p>本地業により、地盤沈下の状況等の現地調査及び生育障害の原因の調査を行い、復旧復興に必要な対策を検討し、その結果を踏まえて必要な事業を選択、実施することとしている。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>駒ヶ嶺地区幹線排水路の下流部で、地蔵川や立田川との合流部に位置する駒ヶ嶺排水機場において、災害復旧事業が進められている。周辺農地については、福島県相双農林事務所により「除塩対策工事地区」と「農地復旧工事地区」に位置づけられ、町事業として復旧を図っているが、排水路の流下能力の向上は災害復旧工事の対象とはなっていない。</p> | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | (なし) | | | | |
| 交付団体 | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|---|--------------|-----|-----------------|--|--------------|-------|
| NO. | 22 | 事業名 | 水産業共同利用施設復興整備事業 | | 事業番号 | C-7-1 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体 (直接/間接) | | 新地町 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 730,900 (千円) | | 全体事業費 | | 962,290 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた本町の主要な産業である水産業の、円滑かつ迅速な復興を図るため、町が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>水産業共同利用施設の整備</p> <p>釣師浜漁港：荷捌き施設及び漁村センター及び水産物加工施設 A = 1,980 m²</p> <p>製氷貯水施設 A = 130 m²</p> <p>餌料保管解凍処理施設及び漁具倉庫 A = 625 m²</p> <p>▽位置付け</p> <p>「第一次 新地町復興計画」の P28 (3)海のあるまち再生事業にて、「漁港の復旧、堤外地・堤内地の整備など新たな漁港計画にもとづく港まちづくり、ブルーツーリズムをめざします」「岸壁のかさ上げ、電気・水道、上架・製氷施設などの復旧、防波堤、防潮堤の復旧を急ぎます」と位置づけている。</p> | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| <p><平成24年度></p> <p>対象各施設の設計、改修等工事。</p> <p><平成25年度></p> <p>改修等工事。</p> | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| <p>東日本大震災により、本町沿岸部において900haを超える面積が津波により被害を受け、町沿岸部にある釣師浜漁港でも、ほとんどの施設が流失、全壊の被害を受けている。</p> <p>沿岸部に住んでいた多くの漁業者や水産加工業者は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫なども失っており、将来の見通しが立っていない状況にある。さらに追い打ちをかけるように、原発事故によって漁業再開の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>震災前に共同利用施設を所持していた相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがない状況で復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することは厳しい。町の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことが危惧されることから、町が水産業基盤整備を実施し、いち早い水産業の再開を支援するために本事業を実施する。</p> | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| <p>災害復旧事業により、釣師浜漁港の岸壁や防波堤の復旧が進められており、平成25年度までに完了予定となっている。しかし災害復旧事業では施設の復旧費算定に経年減価方式を採用するため、本町の古い被災施設・設備等を復旧する場合には自己負担が大きく、現在の相馬双葉漁業協同組合では復旧が難しい状況にあるため、本事業の導入により整備促進を図る。</p> | | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。 | | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | | |
| 事業番号 | (なし) | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|---------------|-----|------------------------------|---------------|-------|
| NO. | 23 | 事業名 | 道路事業(市街地相互の連絡道路)(主)相馬亙理線整備事業 | 事業番号 | D-1-5 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体(直接/間接) | 福島県(直接) | |
| 総交付対象事業費 | 2,612,000(千円) | | 全体事業費 | 3,520,000(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた大戸浜地区、中島地区、作田地区の高台移転集落等を相互に接続し、中島地区土地区画整理事業と被災した JR 常磐線の新ルート整備とともに一体的な防災のまちづくりとして道路整備を実施するものである。</p> <p>大戸浜地区の高台から JR 常磐線の新駅が計画されている中島地区の平地部を通り、作田地区の高台へとつながるルートとなっており、二級河川砂子田川等を橋梁で交差し、県道新地駅停車場釣師線と交差し、避難路となっている複数の町道をボックスカルバートで交差する構造であり、道路構造上必要最小限の盛土構造となる。またこの盛土構造により、中島地区(土地区画整理事業)等、町中心部である国道 6 号より東側地区の浸水被害を低減させるための機能を持ち合わせている。</p> <p>踏切による被災により JR 常磐線との立体交差が求められていることから、県道も立体交差となっている。現在、道路予備設計を実施中であり、引き続き測量設計に着手したいと考えている。</p> <p>新地町復興計画に「復興道路」として位置付けられており、町民の安全安心の確保に不可欠なことから、地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている。</p> <p>・延長約 3.5km、W=6.0(10.0)m (「第一次 新地町復興計画」の 2 ページ「(1) 安心・安心なまちづくり」②土地利用を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度> 測量及び実施設計。</p> <p><平成 25 年度> 用地買収、一部工事着手。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>現道の相馬亙理線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流失し、大戸浜地区及び埴木崎地区の世帯は津波により全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画し、跡地に防災緑地を計画するとともに本路線による「多重防御」を講じ、防災拠点施設となる役場及び、国道 6 号を浸水から守ることを基本的なコンセプトとしてまちづくりを計画しており、土地区画整理事業と一体的に本路線の整備を進めることが不可欠となっている。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>被災区域内では海岸堤防、砂子田川及び三滝川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p> | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | (なし) | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|-------------|---------------|------------------------------------|------|--------|
| NO. | 24 | 事業名 | 新地町海岸近接等危険住宅移転事業(住宅・建築物安全ストック形成事業) | 事業番号 | D-13-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体(直接/間接) | 新地町(直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 335,400(千円) | 全体事業費 | 335,400(千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>別途進められる防災集団移転促進事業により、災害危険区域(移転促進区域)から集団移転先団地以外の宅地へと自力で移り住宅再建を行う世帯もある程度の割合で出ることから、環境未来都市にふさわしく、安全で良好な住宅建設を誘導するため、住宅建設に係る金融機関からの融資の利子相当分の支援を行い、合わせて町外への人口流出の防止を図る。</p> <p>当事業は、国交省都市局「東日本大震災の被災地における市街地整備の運用について(ガイダンス)」(平成24年1月)の1-23ページ、6)がけ地近接等危険住宅移転事業(復興交付金の対象事業)における「住宅団地に係る戸数要件を満たさない等のために防集事業を実施できない場合には、本事業による住宅建設等補助が可能であるので、必要に応じて防集事業との併用を検討されたい」との記述を踏まえて実施するものである。</p> <p>戸数：2カ年で78件を想定</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の17、18ページ「(3)住宅・暮らしの復興、②住宅の建設・取得の支援」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24年度></p> <p>住宅建設費の利子補給及び引越し費用の補助(対象戸数を39戸と想定)。</p> <p><平成25年度></p> <p>住宅建設費の利子補給及び引越し費用の補助(対象戸数を39戸と想定)。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>町内においては、津波と地震による被災家屋(全壊、大規模半壊、半壊の合計)が約600戸に上っており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業が別途進められることから、集団移転先団地以外の宅地に自力再建する意向の世帯も出てきているため、安全性や環境に配慮した住宅ストック形成に向けた誘導措置が必要である。災害危険区域についてはH23.12.27に指定告示済である。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|--|----|--------------|----------------|--|--------------|--------|
| NO. | 25 | 事業名 | 特定環境保全公共下水道事業 | | 事業番号 | D-21-1 |
| 交付団体 | | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | | 新地町 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 120,000 (千円) | 全体事業費 | | 190,000 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>別途進められる防災集団移転促進事業により移転先として整備される住宅地や中島地区土地区画整理事業区域の下水道区域への編入や、津波により全壊し集団移転の対象となる集落 (埴浜、釣師、大戸浜など) における区域の再編などを実施し公共下水道事業の効果的な運営を図る。</p> <p>「第一次 新地町復興計画」の 17 ページ「(3) 住宅・暮らしの復興、①社会経済基盤の復興」の「主な取り組み」の中に「特定環境保全公共下水道の復旧、見直し」として位置づけている。</p> | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>公共下水道区域の変更の調査委託、防災集団移転事業や災害公営住宅整備事業の敷地までの管渠整備実施設計、一部管渠整備。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>管渠整備。</p> | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落の災害危険区域への指定 (H23.12.27 告示) に伴い、防災集団移転促進事業が進められるほか、JR 常磐線の移設整備に合わせて土地区画整理事業も進められ、新たな住宅地が造成されることから、公共下水道区域の再編が必要である。</p> | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|----------------|----------------|--------------------|------|----------|
| NO. | 26 | 事業名 | 釣師地区防災緑地公園基本計画策定事業 | 事業番号 | D-22-2-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 12,600 (千円) | 全体事業費 | 12,600 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波被害を受けた沿岸集落と農地の跡地に、津波への防御効果を発揮する丘陵、樹林地や慰霊の丘、スポーツ施設、津波避難ビル等からなる防災緑地公園を整備するため、基本計画の検討を行う。</p> <p>面積約 25ha。</p> <p>なお、この防災緑地公園は「第一次 新地町復興計画」の 28、29 ページにおいて「(3) 海のあるまち再生事業②公園緑地の整備」として位置づけているほか、改定予定の新地町地域防災計画にも位置づけられる事業である。また、当地区北端の砂子田川の北側の埴浜地区には福島県による防災緑地公園が整備される。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>現況分析、造成検討、基本計画図の作成、概算工事費の算出。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>津波による甚大な被害を受けた釣師集落のほぼ全域が災害危険区域の指定 (H23. 12. 27 告示) を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し、津波防御やスポーツ施設など新たな機能を有する防災緑地公園の整備を進める。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>予定地区内の沿岸部に位置する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている。</p> | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | D-22-2 | | | | |
| 事業名 | 釣師地区防災緑地公園整備事業 | | | | |
| 交付団体 | 新地町 | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| <p>防災緑地公園の建設に際しては、公園としての通常の機能に加え、周辺に計画されている他施設と連携して津波防御機能を発揮することが必要であるほか、復興を先導する事業としての役割も期待されるなど、防災緑地公園整備事業を復興促進へと効果的に繋げる方策の検討が必要となる。</p> | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|----------------|----------------|--------------------|------|--------|
| NO. | 27 | 事業名 | 新地町作田東地区防災集団移転促進事業 | 事業番号 | D-23-2 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 1,103,500 (千円) | 全体事業費 | 1,113,679 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：作田東地区、面積：2.1 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。</p> <p><平成 25 年度> 公共施設整備等、住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> <p><平成 26、27 年度> 住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬巨理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|----------------|----------------|--------------------|------|--------|
| NO. | 28 | 事業名 | 新地町作田西地区防災集団移転促進事業 | 事業番号 | D-23-3 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 1,535,996 (千円) | 全体事業費 | 1,557,601 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：作田西地区、面積：2.9 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>公共施設整備等、住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> <p><平成 26、27 年度></p> <p>住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|----------------|----------------|------------------|------|--------|
| NO. | 29 | 事業名 | 新地町岡地区防災集団移転促進事業 | 事業番号 | D-23-4 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 1,761,047 (千円) | 全体事業費 | 1,774,387 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：岡地区、面積：3.8 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>公共施設整備等、住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> <p><平成 26、27 年度></p> <p>住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬巨理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|----------------|----------------|-------------------|------|--------|
| NO. | 30 | 事業名 | 新地町雀塚地区防災集団移転促進事業 | 事業番号 | D-23-5 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 2,456,624 (千円) | 全体事業費 | 2,495,397 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：雀塚地区、面積：3.6 ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。</p> <p><平成 25 年度></p> <p>公共施設整備等、住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> <p><平成 26、27 年度></p> <p>住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬巨理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|---------------|-----|--------------------|---------------|--------|
| NO. | 31 | 事業名 | 新地町大戸浜地区防災集団移転促進事業 | 事業番号 | D-23-6 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体(直接/間接) | 新地町(直接) | |
| 総交付対象事業費 | 1,907,894(千円) | | 全体事業費 | 1,923,092(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により全壊した集落(埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など)の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。 移転先候補:大戸浜地区、面積:4.1ha</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の22ページ「(1)すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24年度> 移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。</p> <p><平成25年度> 公共施設整備等、住宅建設(ローン)利子補助、移転補助。</p> <p><平成26、27年度> 住宅建設(ローン)利子補助、移転補助。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定(H23.12.27告示)したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高10m以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬巨理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている(移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-----------|---------------|--------------------|------|-------|
| NO. | 32 | 事業名 | 新地町埋蔵文化財発掘調査事業、岡地区 | 事業番号 | A-4-4 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体(直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 2,084(千円) | 全体事業費 | 2,084(千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 別途進められる防災集団移転促進事業の移転先の造成に先立ち必要となる試掘を迅速に行う。岡地区内には原遺跡が確認されている。当事業による試掘の結果、造成により破壊される可能性が高いと判断される場合、別途本調査を行う事となる。 調査対象面積は、概算で4,000㎡程度の見通しである。 (「第一次 新地町復興計画」の22ページ「(1)すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成24年度> 試掘調査・出土品等の整理・報告書を取りまとめ。 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定(H23.12.27)したことから、集団移転先地区の整備に伴う埋蔵文化財への配慮が必要となる。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし)。 | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|----------------|---------------------------|------|-------|
| NO. | 33 | 事業名 | 宮田踏込畑線道路整備事業 (市街地相互の接続道路) | 事業番号 | D-1-6 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 67,000 (千円) | 全体事業費 | 79,500 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波被災地区の 1 つ、大戸浜地区の避難場所である緑地広場と大戸浜地区防災集団移転促進事業区域を接続する道路であり、復興交付金で 2 次配分された「D-1-4 大戸浜富倉線道路整備事業」と合わせて、国道 6 号まで接続となる。</p> <p>・延長 : L=0.5km、W=4.0 (5.0) m</p> <p>「第一次 新地町復興計画」の 37 ページ「新地町復興土地利用構想」図にて、避難路と記載。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度> 調査、測量・設計・用地買収。</p> <p><平成 25 年度> 用地買収・物件補償、道路改良事業。</p> <p><平成 26 年度> 道路改良工事。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>今回の道路事業は、津波被害があった大戸浜地区において、住民が避難した高台の緑地広場から、高台を南北に縦断する路線である。震災直後は津波浸水・がれきのため周辺の道路が寸断され、高台である緑地広場が孤立状態となった。住民は緑地広場から南に車 1 台がようやく通行できる山中の道路を 1.5 km ほど歩いて舗装道路までたどり着き、当町の避難所へ移動した。また、高台にあった家は津波の被害には遭わずに済んだが、道路の被害や水道・電気・電話・下水道のライフラインが断たれたため、自宅と他への行き来・日常生活に不便な状態が続き、復旧まで多くの時間を要した。</p> <p>このことから、一時避難箇所の緑地広場より、大戸浜富倉線を通り国道 6 号への円滑な避難及び相互連絡機能が図れるよう当該個所の整備を進める。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| なし。 | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|------------|-----|---------------------------|-------------|-------|
| NO. | 34 | 事業名 | 雁小屋北側接続道路整備事業(市街地相互の接続道路) | 事業番号 | D-1-7 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体(直接/間接) | 新地町(直接) | |
| 総交付対象事業費 | 81,500(千円) | | 全体事業費 | 110,000(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>防災集団移転促進事業による移転先地区の1つである雁小屋団地と県道赤芝中島線とを接続する道路であり、新地町中心部や国道6号との連絡を図るものである。現況は、圃場整備により整備された未舗装の農道であり、防災集団移転整備事業に伴い拡幅工事と町道認定を行うものである。</p> <p>当団地には南側からのアクセスも考えられるが、新地高校や被災高齢者共同住宅が立地するため、当路線の整備により南側の地区における通過交通の発生を極力少なくすることが必要となる。</p> <p>・延長:L=0.2km、W=5.5(7.0)m</p> <p>「第二次 新地町復興計画」の22ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24年度></p> <p>調査、測量・道路設計・橋梁概略設計。</p> <p><平成25年度></p> <p>橋梁詳細設計、用地買収・物件補償、道路改良工事</p> <p><平成26年度></p> <p>道路改良工事。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定(H23.12.27告示)したため、移転先住宅地を概ね標高10m以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| なし。 | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|-----|------------------|--------------|-------|
| NO. | 35 | 事業名 | 新地町岡地区災害公営住宅整備事業 | 事業番号 | D-4-5 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | |
| 総交付対象事業費 | 168,750 (千円) | | 全体事業費 | 168,750 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| 別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：10 戸 (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| ＜平成 24 年度＞ 測量等調査・実施設計・用地取得。造成工事。 ＜平成 25 年度＞ 建築工事。 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、仮設住宅建設時に、被災前集落のコミュニティ維持や小学校区に配慮して入居先を決めたことから、その取り組みをさらに進め、防災集団移転事業の移転先の各地区に災害公営住宅の建設を図る。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし)。 | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|-------------|-----|--------------------|-------------|-------|
| NO. | 36 | 事業名 | 新地町大戸浜地区災害公営住宅整備事業 | 事業番号 | D-4-6 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体(直接/間接) | 新地町 | |
| 総交付対象事業費 | 337,500(千円) | | 全体事業費 | 337,500(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| 別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。 戸数：20戸 (「(第一次)新地町復興計画」の22、23ページ「(1)すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| ＜平成24年度＞ 測量等調査・実施設計・用地取得。造成工事。 ＜平成25年度＞ 建築工事。 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋(全壊、大規模半壊、半壊の合計)が約600戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、仮設住宅建設時に、被災前集落のコミュニティ維持や小学校区に配慮して入居先を決めたことから、その取り組みをさらに進め、防災集団移転事業の移転先の各地区に災害公営住宅の建設を図る。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし)。 | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|-----|---------------------|------------|---------|
| NO. | 37 | 事業名 | 新地町岡地区災害公営住宅駐車場整備事業 | 事業番号 | D-4-5-1 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | |
| 総交付対象事業費 | 4,500 (千円) | | 全体事業費 | 7,500 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| 別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：約 20 台 (1 戸あたり 2 台) (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| ＜平成 24 年度＞ 測量等調査・実施設計・用地取得。造成工事。 ＜平成 25 年度＞ | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開には長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし)。 | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|--|------------------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | D-4-5 |
| 事業名 | 新地町岡地区災害公営住宅整備事業 |
| 交付団体 | 新地町 |
| 基幹事業との関連性 | |
| 災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。 | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|-----|-----------------------|-------------|---------|
| NO. | 38 | 事業名 | 新地町大戸浜地区災害公営住宅駐車場整備事業 | 事業番号 | D-4-6-1 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | |
| 総交付対象事業費 | 9,000 (千円) | | 全体事業費 | 15,000 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| 別途進められる防災集団移転促進事業に合わせ、自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図ることに伴い必要となる駐車場の整備を行う。 整備数：40 台 (1 戸あたり 2 台) (「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照) | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> 測量等調査・実施設計・用地取得。造成工事。 <平成 25 年度> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。 また、津波被害を受けた JR 常磐線の再開には長期間を要する見込みのため、自家用車の役割が高まっていることに対応した駐車場の整備を行う。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| (防災集団移転先候補地における災害復旧事業はなし)。 | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | | | | | |
|--|--------------------|--|--|--|--|
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | D-4-6 | | | | |
| 事業名 | 新地町大戸浜地区災害公営住宅整備事業 | | | | |
| 交付団体 | 新地町 | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| 災害公営住宅の建設に際しては、被災前の生活に近い生活利便性を確保することを目指し、住宅の整備に合わせて適切な数の駐車場の整備を図る。 | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|----------------|----------------|------|-------|
| NO. | 39 | 事業名 | 新地町小規模住宅地区改良事業 | 事業番号 | D-9-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 276,446 (千円) | 全体事業費 | 276,446 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により 2m 以上の浸水被害を受けた原添地区において不良住宅の除去と、定住環境の確保のために改良住宅の建設など小規模住宅地区改良事業を実施し、災害に強い住宅地としての再生を図る。</p> <p>「第一次 新地町復興計画」の 17 ページ「(3) 住宅・暮らしの復興、②住宅の建設・取得の支援」にて位置づけている。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度> 調査・設計・用地取得・不良住宅の除却。</p> <p><平成 25 年度> 実施設計、不良住宅の除却、工事。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約 600 戸にのぼっており、原添地区でも全壊 9 戸、大規模半壊 16 戸などの被害を受けた。原添地区は集団移転ではなく現位置再生を図ることとするが、災害危険区域からの防災集団移転促進事業や移転跡地における防災緑地公園の整備が隣接する沿岸部で別途進められることから、沿岸部の総合的な防災計画と整合する住宅地の再生が必要である。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | (なし) |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|--|----|------------|---------------|--|------------|--------|
| NO. | 40 | 事業名 | 新地町都市防災総合推進事業 | | 事業番号 | D-20-1 |
| 交付団体 | | 新地町 | 事業実施主体(直接/間接) | | 新地町(直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 30,000(千円) | 全体事業費 | | 30,000(千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>平成24年1月に策定された「第一次 新地町復興計画」を実現するため、町の防災性の向上については、さらに科学的な説明資料を補強することが必要である。津波シミュレーション、避難シミュレーションなどを検討するとともに、沿岸部の総合的な防災計画にもとづく、広場等の公共施設整備計画を立案し、地域住民の合意形成を図りつつ整備の推進を図る。さらに、施設整備後を見据え、地区における継続的な防災まちづくり活動のあり方についても検討を行う。</p> <p>「第一次 新地町復興計画」の10ページ「(1) 安心・安全なまちづくり、①災害に備えるまちづくり」にて、(ハード整備により)「町の安全性を高めるとともに、ソフト面では住民による自主防災組織の活動充実や、被災時にも利用可能な情報通体制の確立、地域防災計画の見直しなど、ハード・ソフトのバランスの良い防災まちづくりを推進します」と位置づけている。</p> | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| <p><平成24年度> 津波シミュレーション・防災まちづくり計画の基礎検討(避難シミュレーション等)。 <平成25年度>(未申請) (防災緑地等の計画検討・地域住民との合意形成。)</p> | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| <p>町内においては、津波と地震による被災家屋(全壊、大規模半壊、半壊の合計)が約600戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業や移転跡地における防災緑地公園の整備も別途進められることから、沿岸部の総合的な防災計画にもとづく総合的な事業間調整と整備後の防災まちづくり計画の検討が必要である。</p> | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| <p>沿岸部に位置する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている。</p> | | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|------|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | (なし) |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|---------------|-------------------|------|--------|
| NO. | 41 | 事業名 | 新地町富倉地区防災集団移転促進事業 | 事業番号 | D-23-7 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体(直接/間接) | 新地町(直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 239,768(千円) | 全体事業費 | 244,234(千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により全壊した集落(埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など)の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：富倉地区、面積：0.6ha</p> <p>移転戸数：7戸</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の22ページ「(1)すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24年度></p> <p>移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。</p> <p><平成25~27年度></p> <p>住宅建設(ローン)利子補助、移転補助。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定(H23.12.27告示)したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高10m以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬互理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている(移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------|----------------|---------------------|------|--------|
| NO. | 42 | 事業名 | 新地町雁小屋西地区防災集団移転促進事業 | 事業番号 | D-23-8 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 190,435 (千円) | 全体事業費 | 194,262 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波により全壊した集落 (埴浜・作田、釣師、大戸浜、小川の田中地区など) の住民の生活再建を既存コミュニティに配慮しつつ進めるため、安全な地区に新たな住宅地を造成し、集団移転を図る。</p> <p>移転先候補：雁小屋西地区、面積：0.4ha</p> <p>移転戸数：6戸</p> <p>(「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>移転先用地取得・宅地整地工事・移転促進区域の買取等。</p> <p><平成 25~27 年度></p> <p>住宅建設 (ローン) 利子補助、移転補助。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したため、移転先住宅地の整備が必要である。また、沿岸部の農地も津波被害により復旧困難な面積が大きいため、既存市街地周辺の農地の転用による宅地開発は、復興に向けた農業振興の観点から最小限に抑える必要がある。このため、概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>沿岸部の集落を経由する主要地方道相馬亘理線や町道、海岸の防潮堤、河川堤防において災害復旧事業が進められている (移転先候補地における災害復旧事業はなし)。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|----------------|-------------------|------|-------|
| NO. | 43 | 事業名 | 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業 | 事業番号 | E-1-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 | | |
| 総交付対象事業費 | 16,560 (千円) | 全体事業費 | 51,750 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>防災集団移転事業による移転先として新たに整備される住宅地、災害危険区域 (H23年12月に指定済み) からの個人的移転、津波被害区域からの個人的移転、津波被害区域内及び半壊以上の被害による浄化槽の入れ替えのうち、公共下水道区域への編入が難しい地区においては、低炭素社会対応型浄化槽の導入を支援し、復興に向けた良好な住宅環境の整備を図る。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24、25、27年度> 浄化槽設置補助： 7人槽：20基</p> <p><平成26年度> 浄化槽設置補助： 7人槽：65基</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>町内においては、津波と地震による被災家屋 (全壊、大規模半壊、半壊の合計) が約600戸にのぼっており、被災地区からの移転により新たに住宅地を造成する際、公共下水道区域から離れた場所では浄化槽が必要である。また、被災区域内での再建及び地震による建て替え時に浄化槽を整備することで水質改善を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>(移転先候補地における災害復旧事業はなし。)</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|--|----|-------------|----------------|--|-------------|-------|
| NO. | 45 | 事業名 | 新地町埋蔵文化財発掘調査事業 | | 事業番号 | A-4-5 |
| 交付団体 | | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | | 新地町教育委員会 | |
| 総交付対象事業費 | | 11,400 (千円) | 全体事業費 | | 27,600 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>東日本大震災の津波により再建困難と認定した地域には358世帯の家屋が存在していた。そのうち現在まで、防災集団移転促進事業及び公営住宅建設等での再建が決まっている世帯は215世帯である。残り143世帯は、個人再建等となる。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地面積6.6km²÷新地町域面積46.35km²＝約15%から想定して、この143世帯のうち、15%程度は周知の埋蔵文化財包蔵地内に建築される見込みであり、遺跡の詳細な内容を探るため、確認調査を実施する。(22件)</p> <p>また、試掘・確認調査等の事前調査を実施した内、約3割程度の件数で本発掘調査の必要があることから、7件の本発掘調査を実施する。</p> <p>(「第一次新地町復興計画」の22ページ「(1) すまい再建事業」を参照)</p> | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| <p><平成24・25年度></p> <p>計 11,400千円</p> <p>試掘・確認調査 6,600千円(22件分)×2/3＝4,400千円</p> <p>本発掘調査 21,000千円(7件分)×1/3＝7,000千円</p> <p><平成26年度></p> <p>計 16,200千円</p> <p>試掘・確認調査 6,600千円(22件分)×1/3＝2,200千円</p> <p>本発掘調査 21,000千円(7件分)×2/3＝14,000千円</p> | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落8地区/約55.9haを災害危険区域に指定(H23.12.27告示)した事から、防災集団移転促進事業等、集団移転先地区の整備以外の自己再建に伴う埋蔵文化財への配慮が必要となる。</p> | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| | | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | | |
| 事業番号 | | | | | | |
| 事業名 | | | | | | |
| 交付団体 | | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | | |
| | | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|-----------|-----|---|------------|-------|
| NO. | 46 | 事業名 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 「農業経営高度化支援事業」 | 事業番号 | C-1-2 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体（直接/間接） | 県（直接） | |
| 総交付対象事業費 | 5,100（千円） | | 全体事業費 | 20,600（千円） | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。このため、区画整理等の基盤整備（ハード事業）を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。</p> <p>指導事業：土地利用調整及び農用地の利用集積を地元組織に対し啓発、普及・指導活動を行う事業。</p> <p>調査・調整事業：農地の集積を図るため、土地利用調整や農地流動化の要望調査と農業者間や関係機関との調整活動を行う事業。</p> <p>高度経営体集積促進事業：農地の集積先である高度経営体の育成や農地の集積促進を行う事業。</p> <p>なお、ハード事業は農用地災害復旧関連区画整理事業 作田前地区 受益面積 A=26.9haにて実施。</p> <p>【福島県復興計画】</p> <p>(3) 新たな時代をリードする産業の創出</p> <p>④産業の再生・発展に向けた基盤づくり</p> <p>農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24年度></p> <p>指導事業：地元組織への普及活動</p> <p>調査・調整事業：関係農家への意向調査を実施し、農業生産の面的集積及び土地利用調整を図る。</p> <p>高度経営体集積促進事業：高度経営体の経営支援として土地改良事業負担金の償還を行う。</p> <p><平成25年度></p> <p>指導事業：地元組織への普及活動</p> <p>調査・調整事業：農地集積委員会の開催等の土地利用指導活動及び先進地研修等を実施し、農業生産の面的集積及び土地利用調整を図る。</p> <p>高度経営体集積促進事業：高度経営体の経営支援として土地改良事業負担金の償還を行う。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>東日本大震災の津波により、本町の農地980haの40%にあたる本町沿岸部の約420haが浸水し、甚大な被害が発生した。</p> <p>地域農業の復興を図る上で、大規模経営など効率的営農を図る必要があることから、新たな土地利用計画に基づくほ場整備とともに高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援を行う。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| 農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。（受益面積（農地）25.4ha、査定額282,724千円） | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|-------------|-----|--------------------------------|--------------|-------|
| NO. | 47 | 事業名 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港環境整備事業) | 事業番号 | C-1-3 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | 20,000 (千円) | | 全体事業費 | 220,000 (千円) | |

事業概要

東日本大震災の津波により、釣師浜漁港においては岸壁や防波堤等の漁港施設とともに、漁港区域内にある漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。特に、釣師浜漁港では今回の地震により H=60cm の沈下が発生しており、漁港施設全体を嵩上げ復旧する必要がある。同様に環境施設においても周辺より低いままの利用では浸水による被害が懸念されることから、施設の復旧が必要不可欠であり、漁業関係者をはじめとする利用者はその実施を強く求めている。一刻も早い漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。

【釣師浜漁港 漁港環境施設・改修 (緑地・便所・休憩所等) N=1 式】

新地町復興計画〔1 主要施策-(2) 仕事の復興-②水産業の復興〕P14 参照

新地町復興計画〔2 重点事業-(3) 海のあるまち再生事業-①釣師浜漁港の復旧・復興〕P29 参照

当面の事業概要

<平成 25 年度>

測量・調査・設計 (広場、便所、照明、植栽、その他施設測量設計)

<平成 26 年度>

本工事 (広場、照明、便所、その他施設工事)

<平成 27 年度>

本工事 (広場、便所、植栽、その他施設工事)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災での地震・津波により、前面の岸壁や防波堤の漁港施設はもとより、周辺の緑地や便所等の漁港環境施設においても甚大な被害を被った。

関連する災害復旧事業の概要

①前面の岸壁・防波堤等の漁港施設及び背後の防潮堤の漁港海岸施設 : 漁港災害復旧工事 (県施工)

②水産業共同利用施設 (C-7-1) : 水産業共同利用施設復興整備事業 (町施工)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|----------------|-------------------|------|-------|
| NO. | 48 | 事業名 | 新地町漁業集落防災機能強化調査事業 | 事業番号 | C-5-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 9,000 (千円) | 全体事業費 | 9,000 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本町の主要な産業である水産業及び漁業集落の、円滑かつ迅速な復興を図るため、釣師浜漁港南側の大戸浜集落において、安全・安心さらに快適で災害に強い街づくりを目指し、本事業の土地利用高度化再編事業等を活用して生活・生産基盤を整備するための計画策定を行う。</p> <p>漁業、水産業従事者の津波対策として、背後高台へ5分程度で避難できる避難路の整備や集落においては盛土による嵩上げと避難路・避難場所の整備を一体的に行い、再度の津波に対して人命を守る事を目標とした防災対策の実施を図る。さらに当事業により整備した地区の一角に、別途「水産業共同利用施設復興整備事業」(C-7)により水産業の復興を進めることを想定する。なお、対象地区は災害危険区域に指定済であり、用地取得は、別途進めている防災集団移転促進事業により既に実施中である。</p> <p>新地町復興計画〔1主要施策-(2)仕事の復興-②水産業の復興〕P14参照 新地町復興計画〔2重点事業-(3)海のあるまち再生事業〕P28参照</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成25年度> 基本計画 <平成26年度></p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>東日本大震災により、本町沿岸部において900haを超える面積が津波により被害を受け、町沿岸部にある釣師浜漁港でも、ほとんどの施設が流失、全壊の被害を受けている。</p> <p>沿岸部に住んでいた多くの漁業者や水産加工業者は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫なども失っており、将来の見通しが立っていない状況にある。さらに追い打ちをかけるように、原発事故によって漁業再開の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>町の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことが危惧されることから、町が漁業集落防災機能強化事業を実施し、いち早い水産業の再開に向け支援を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>災害復旧事業により、釣師浜漁港の岸壁や防波堤の復旧が進められており、平成25年度までに完了予定となっている。集落内を経由する主要地方道相馬亘理線においても災害復旧事業が進められている。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。</p> | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|---|----|------------|----------------|--|--------------|-------|
| NO. | 49 | 事業名 | 災害公営住宅家賃低廉化事業 | | 事業番号 | D-5-1 |
| 交付団体 | | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | | 新地町 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | | 7,236 (千円) | 全体事業費 | | 233,964 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で家屋の流失または全壊により罹災した新地町に居住していた世帯で、自分の資力により住宅再建が困難な世帯に対し、新たな災害公営住宅を建設するが、政令月額が 158 千円以下の低額所得者が入居している災害公営住宅に対し、近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を補助する。 | | | | | | |
| ○事業量 新地町災害公営住宅 135 戸の家賃低廉化 (町内で建設予定の災害公営住宅 150 戸の内、政令月額が 158 千円以下と想定される世帯は 135 戸程度と想定される) | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| 平成 25 年度に 36 戸、平成 26 年度に 75 戸、平成 27 年度に 39 戸の災害公営住宅の建設を完了する予定で、管理を開始するため、家賃対策補助の対象住宅となる。 | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| 東日本大震災の被災者に賃貸する災害公営住宅に係る家賃の低廉化に要する費用である。 | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| | | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|----------------|----------------|------|-------|
| NO. | 50 | 事業名 | 東日本大震災特別家賃低減事業 | 事業番号 | D-6-1 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 1,809 (千円) | 全体事業費 | 52,461 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>平成23年3月11日の東日本大震災で家屋の流失または全壊により罹災した新地町に居住していた世帯で、自分の資力により住宅再建が困難な世帯に対し、新たな災害公営住宅を建設するが、政令月額が80千円以下の低額所得者が入居している災害公営住宅に対し、一定期間入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、新地町が設定した本来の家賃よりも低い家賃の設定との差額を補助する。</p> <p>○事業量 新地町災害公営住宅120戸の特別家賃低減 (町内で建設予定の災害公営住宅150戸の内、政令月額が80千円以下と想定される世帯は120戸程度と想定される)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p>平成25年度に36戸、平成26年度に75戸、平成27年度に39戸の災害公営住宅の建設を完了する予定で、管理を開始するため、家賃対策補助の対象住宅となる。</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>東日本大震災の被災者に賃貸する災害公営住宅に居住する入居者の家賃について、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免するために必要な事業費である。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|----------------|-------------------|------|--------|
| NO. | 51 | 事業名 | 新地町中島地区緊急防災空地整備事業 | 事業番号 | D-17-2 |
| 交付団体 | 新地町 | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | 97,200 (千円) | 全体事業費 | 97,200 (千円) | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>町役場に隣接し、JR 常磐線及び新地駅の移設整備が予定される中島地区において、津波防災に対応した面的市街地整備として、都市再生土地区画整理事業により新たに復興した町のシンボルとなる地区の整備を図るため、本事業実施に必要な公共用地の確保をするため用地の買収を行う。</p> <p>面積：23.7ha のうち、1.47ha (津波復興拠点整備事業を導入する街区を含む面積)</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画」の 32、33 ページ「(4)新地駅まちなか形成事業」②土地区画整理事業の見直し、実施を参照)</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>用地買収</p> <p><平成 25 年度></p> <p>用地買収</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>町役場に隣接する地区でありながら、津波により全壊 70 戸、大規模半壊 5 戸、半壊 2 戸という被害を受けた中島集落を安全な市街地として再生するため、宅地の嵩上げを含む新たな都市基盤施設の整備が必要である。また、被災前に事業中で被災により休止となった「新地駅前土地区画整理事業」の区域についても一体的な地区として整備を図る。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>地区に隣接する一般県道、赤柴中島線や砂子田川において災害復旧事業が進められている。</p> | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|-------------|-----|----------------------|---------------|--------|
| NO. | 52 | 事業名 | 都市公園事業（埴浜地区防災緑地）※施設費 | 事業番号 | D-22-1 |
| 交付団体 | 福島県 | | 事業実施主体（直接/間接） | 福島県（直接） | |
| 総交付対象事業費 | 390,000（千円） | | 全体事業費 | 2,300,000（千円） | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>■埴浜地区 津波防災緑地 A=約 28.8ha 【公園種別：緩衝緑地】</p> <p>新地町埴浜地区は津波により壊滅的な被害を受け、その津波は沿岸部の集落、県道相馬亘理線、JR 常磐線新地駅を含む前後の線路、中島地区を破壊し、新地町役場、国道 6 号まで浸水させた。</p> <p>本事業は、津波被害を受け集団移転を行う沿岸集落と農地の跡地（三滝川～砂子田川）に、防災緑地を整備し、その他、防潮堤、県道相馬亘理線等と一体的に津波の減衰を図り、新地町役場や国道 6 号への浸水を防ぐ減災のまちづくりを目指して実施するものである。また、この減衰効果により、町で予定している中島地区土地区画整理事業エリアも浸水深が低下し事業実施が可能となっている。</p> <p>構造的には、海岸から防潮堤、防災緑地となる盛土と樹林及び背後にある緑地域外の湛水区域、県道相馬亘理線との組み合わせで津波の減衰を図る計画としている。</p> <p>なお、地区南端の砂子田川の南側には新地町による防災緑地が整備される。</p> <p>（「（第一次）新地町復興計画」の 28～29 ページ「(3)海のあるまち再生事業」②公園緑地の整備を参照）</p> <p>また、埴浜地区防災緑地は、「新地町復興整備計画」及び「新地町地域防災計画」に、10 戸以上の市街地や主要な公共施設（新地町役場、国道 6 号）を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能（津波の減衰、漂流物の捕捉）を位置づける予定である。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 24 年度></p> <p>地形測量、用地測量、緑地設計</p> <p><平成 25 年度～平成 27 年度></p> <p>用地買収、盛土工 V=300,000m²、植栽工 N=160,000 本、園路工等施設 1 式</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>津波による甚大な被害を受けた埴浜集落のほぼ全域が災害危険区域の指定（H23.12.27 告示）を受けており、集団移転事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進める。</p> <p>新地町「防災のまちづくり」におけるインフラ整備の基本的な考え方は、防災拠点となる役場と国道 6 号を浸水から守ることとしているため、海岸堤防及び防災緑地を主たる津波防御施設としてシュミレーションを行い、本事業の規模を計画している。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <p>予定地区内の沿岸部に位置する海岸防潮堤において災害復旧事業が進められている。</p> | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-------------|-----|----------------------|---------------|--------|
| NO. | 53 | 事業名 | 都市公園事業(釣師地区防災緑地)※施設費 | 事業番号 | D-22-2 |
| 交付団体 | 新地町 | | 事業実施主体(直接/間接) | 新地町(直接) | |
| 総交付対象事業費 | 340,000(千円) | | 全体事業費 | 1,510,000(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| ■釣師地区 津波防災緑地 A=約26.0ha 【公園種別:緩衝緑地】 | | | | | |
| 新地町釣師地区は津波により壊滅的な被害を受け、その津波は沿岸部の集落、県道相馬亘理線、JR常磐線新地駅を含む前後の線路、中島地区を破壊し、新地町役場、国道6号まで浸水させた。 | | | | | |
| 本事業は、津波被害を受け集団移転を行う沿岸集落と農地の跡地(砂子田川~濁川)に、防災緑地を整備し、その他、防潮堤、県道相馬亘理線等と一体的に津波の減衰を図り、新地町役場や国道6号への浸水を防ぐ減災のまちづくりを目指して実施するものである。また、この減衰効果により、町で予定している中島地区土地区画整理事業エリアも浸水深が低下し事業実施が可能となっている。 | | | | | |
| 構造的には、海岸から防潮堤、防災緑地となる盛土と樹林及び背後にある緑地区域外の湛水区域、県道相馬亘理線との組み合わせで津波の減衰を図る計画としている。 | | | | | |
| なお、地区南端の砂子田川の北側には福島県による防災緑地が整備される。 | | | | | |
| (「(第一次)新地町復興計画」の28~29ページ「(3)海のあるまち再生事業」②公園緑地の整備を参照) | | | | | |
| また、釣師地区防災緑地は、「新地町復興整備計画」及び「新地町地域防災計画」に、10戸以上の市街地や主要な公共施設(新地町役場、国道6号)を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能(津波の減衰、漂流物の捕捉)を位置づける予定である。 | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成24年度> | | | | | |
| 地形測量、用地測量、緑地設計 | | | | | |
| <平成25年度~平成27年度> | | | | | |
| 用地買収、盛土工V=140,000m ³ 植栽工N=120,000本 園路広場等1式 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 津波による甚大な被害を受けた釣師集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23.12.27告示)を受けており、集団移転事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進める。 | | | | | |
| 新地町「防災のまちづくり」におけるインフラ整備の基本的な考え方は、防災拠点となる役場と国道6号を浸水から守ることとしているため、海岸堤防及び防災緑地を主たる津波防御施設としてシミュレーションを行い、本事業の規模を計画している。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| 予定地区内の沿岸部に位置する海岸防潮堤において災害復旧事業が進められている。 | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |